

四日市市橋北交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第32号

四日市市橋北交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市橋北交流施設条例施行規則（平成28年四日市市規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用期間)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により交流施設の使用許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、<u>交流施設を引き続き6日を超えて使用することはできない。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用期間)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により交流施設の使用許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）交流施設を引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(許可書の交付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 交流施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の際に<u>許可書及び使用料領収書</u>を係員に提示しなければならない。</p>	<p>(許可書の交付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 交流施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の際に許可書を係員に提示しなければならない。</p>
<p>(使用料の納付)</p> <p>第10条 使用者は、<u>使用の開始までに</u>使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、第8条第2項の規定により交流施設の使用の変更を許可された</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第10条 使用者は、<u>使用の許可と同時</u>に使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、第8条第2項の規定により交流施設の使用の変更を許可された</p>

場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足するときは、使用の開始までに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。

3 使用者は、前2項の規定にかかわらず、時間超過使用料及び附属設備使用料については、別に定める期限までに使用料を納付しなければならない。

4 (略)

(使用料の還付)

第11条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足するときは、直ちに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。

3 (略)

(使用料の還付)

第11条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
<u>ア 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。</u>	使用料の全額
<u>イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。</u>	既納の使用料から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入

		した額とする。)
		を差し引いた額
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)	
2から4まで (略)	2から4まで (略)	

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

四日市市橋北交流施設 使用許可申請書

受付番号	
------	--

申請日 年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____
 団体名 _____
 氏名 _____ 電話 _____

四日市市橋北交流施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的						営利 ・ 非営利	
使用内容						入場予定人数	人
						駐車予定台数	台
使用日時 及び 使用施設	使用年月日（曜日）	使用施設名	使用時間区分				
			午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00	
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
使用器具名 （有料）							
持込器具名							

※使用料	施設使用料①	附帯設備使用料②	合計 ① + ②
	円	円	円

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
2 使用料は、使用する日までに納入してください。

上記のとおり使用を許可し、使用料を決定してよろしいか。

年 月 日

伺	課長	係	取扱者

四日市市橋北交流施設 使用許可書

許可日 年 月 日

申請者 住所 _____
 団体名 _____
 氏名 _____ 電話 _____

四日市市長

四日市市橋北交流施設の使用を次のとおり許可します。

使用目的			営利 ・ 非営利			
使用内容			入場予定人数	人		
			駐車予定台数	台		
使用日時 及び 使用施設	使用年月日（曜日）	使用施設名	使用時間区分			
			午前	午後	夜間	全日
			9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00
	年 月 日（ ）					
	年 月 日（ ）					
	年 月 日（ ）					
	年 月 日（ ）					
	年 月 日（ ）					
使用器具名 （有料）						
持込器具名						

※使用料	施設使用料①	附帯設備使用料②	合計 ① + ②
	円	円	円

- 備考
- 1 四日市市橋北交流施設条例及び同条例施行規則の規定を順守し、係員の指示に従ってください。
 - 2 使用後は、設備等を現状に復し、係員の指示に従ってください。
 - 3 使用料は、使用する日までに納入してください。使用料が未納の場合又は使用料の納入が確認できない場合は、施設を使用することができません。

四日市市橋北交流施設 使用変更（取消）許可申請書

申請日 年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名（代表者） _____

電話 _____

四日市市橋北交流施設の使用変更（取消）を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
変更（取消）の理由			
変更の内容			

※使用料 の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
			円	円
※使用料 の精算	取消	既納使用料	徴収金	還付額
		円	円	円
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	第 号

- 備考 1 施設使用許可書及び使用料領収書を添付してください。
2 ※欄は記入しないでください。

上記のとおり使用を許可し、使用料を決定してよろしいか。

年 月 日

伺	課長	係	取扱者

四日市市橋北交流施設 使用変更（取消）許可書

許可日 年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名（代表者） _____

電話 _____

四日市市橋北交流施設の使用変更（取消）を次のとおり許可します。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
変更（取消）の理由			
変更の内容			

※使用料 の精算	変 更	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
		円	円	円
	取 消	既納使用料	徴収金	還付額
		円	円	円

四日市市橋北交流施設 使用料還付申請書

申請日 年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名（代表者） _____ 印

電話 _____

四日市市橋北交流施設使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 （取消）許可 年 月 日	年 月 日	施設使用変更 （取消）許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用月日			
使用目的			
還付請求の理由			
※既納使用料	円	※還付請求額	円
※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日 第 号

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
2 施設使用許可書又は変更（取消）許可書と使用料領収書を添付してください。

上記請求について、四日市市橋北交流施設条例施行規則第11条第1項及び第2項の規定により、
金 _____ 円を還付してよろしいか。

年 月 日

伺	課長	係	取扱者

還付手続日
・

四日市市橋北交流施設 使用料還付決定通知書

決定日 年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名（代表者） _____

電話 _____

年 月 日付けで申請のあった四日市市橋北交流施設使用料の還付については
次のとおり決定しました。

施設使用許可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 （取消）許可 年 月 日	年 月 日	施設使用変更 （取消）許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用月日			
使用目的			
還付請求の理由			
※既納使用料	円	※還付額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の四日市市橋北交流施設条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市橋北交流施設条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(市民文化部市民生活課)